

改善箇所説明図①



不適合発生箇所



基準不適合発生箇所

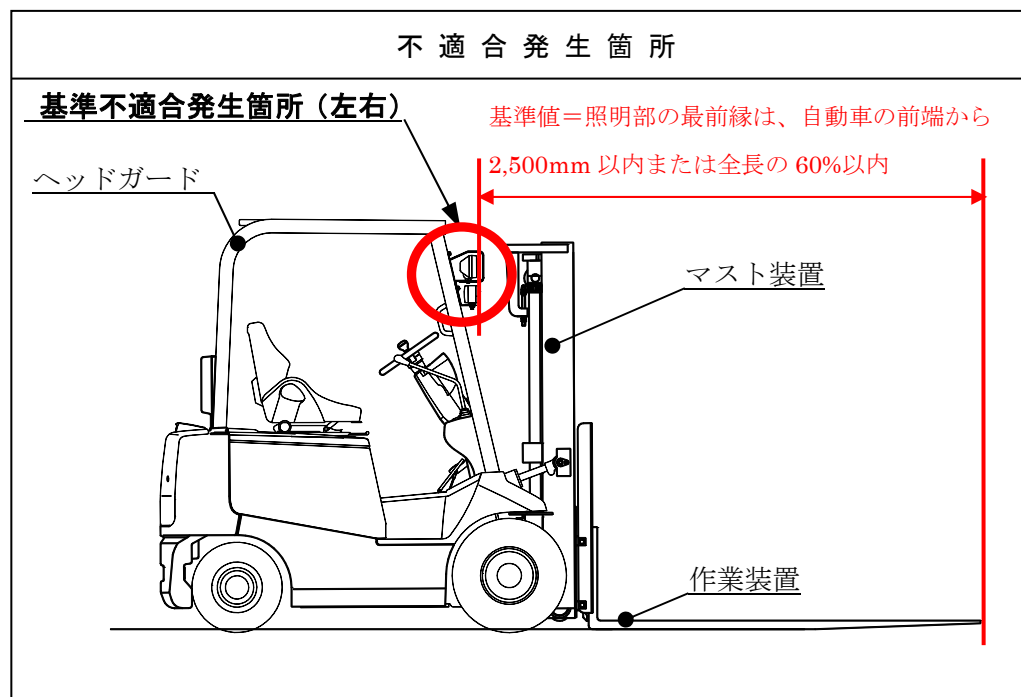
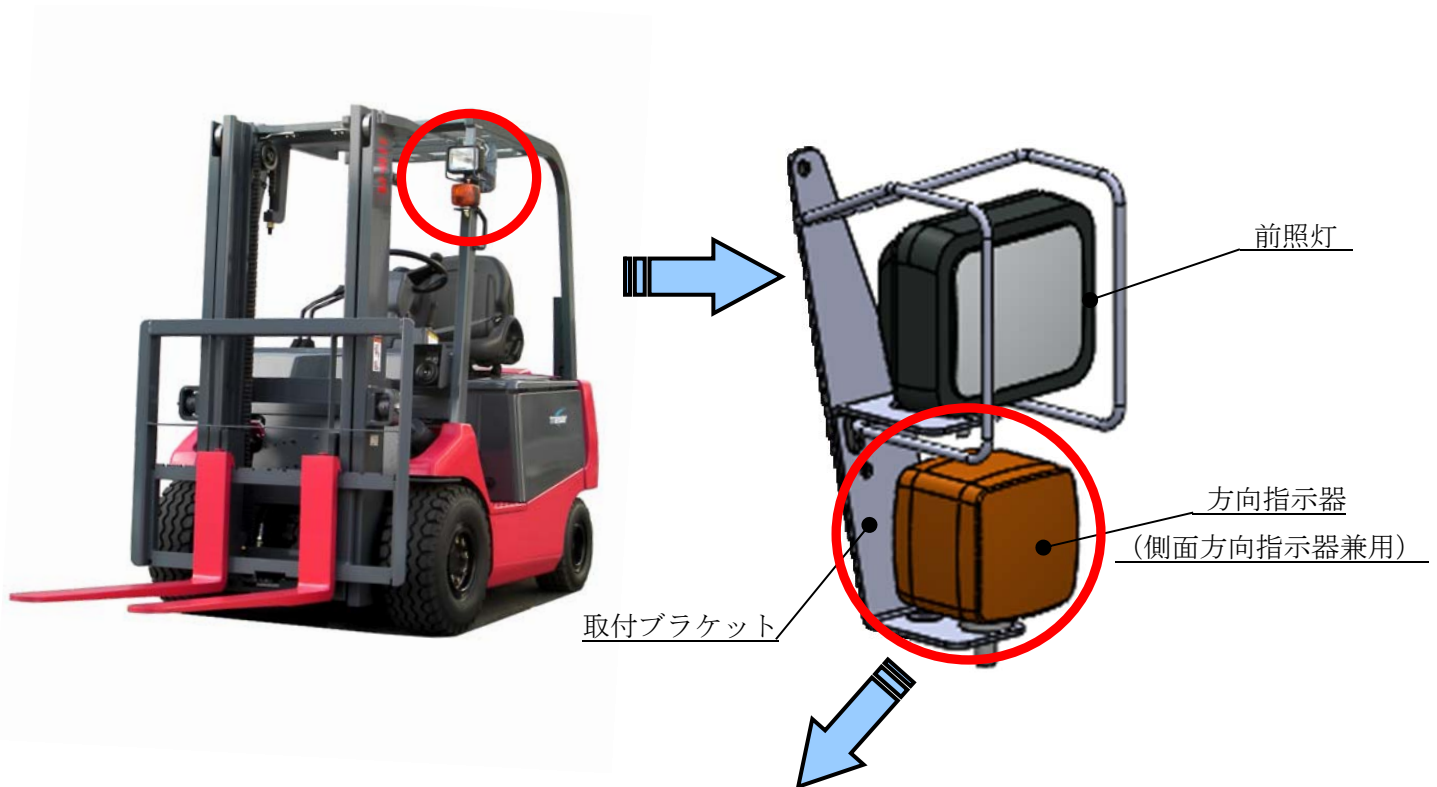
フォークリフトにおいて、受注時の作業装置（フォーク等）の仕様組み合わせに伴う法規適合確認が不十分なため、全長が小型特殊自動車の範囲を超え、保安基準に適合しないおそれがある。

改善の内容

全車両、小型特殊自動車の長さ要件を満足する作業装置（フォーク等）と交換する。

識別：改善実施済車には、車体前面フロントカバー上隅の運転者席側にNo.4667 のステッカーを貼付ける。

改善箇所説明図②



基準不適合発生箇所

フォークリフト等において、受注時の作業装置（フォーク等）の仕様組み合わせに伴う法規適合確認が不十分なため、方向指示器の取付位置が道路運送車両の保安基準第41条（方向指示器）に定める要件に満足しないものがある。

改善の内容

全車両、保安基準に満足するよう方向指示器を適切な位置に変更又は作業装置（フォーク等）を交換する。

識別：改善実施済車には、車体前面フロントカバー上隅の運転者席側にNo.4667 のステッカーを貼付ける。